

第1回京都動物愛護憲章懇話会における主な意見

1 憲章の形式・文言についての意見

第1回懇話会（資料2）提示内容	委員意見（要旨要約）
<b>憲章の意義</b>	
① 人と動物の共生するまちの理想を示す。	<p>【村田会長】                      ・「動物」には、愛玩動物、野生動物、産業動物等があり、対象を明確にした方がよい。愛玩動物中心又は日本人に一番自然な動物観（里山の範囲にいる自分の行ける範囲にいる動物）でやってもよい。</p> <p>【森委員】                      ・「動物」に有害鳥獣等の野生動物や産業動物が入ると、犬猫等との間で文言の取り方に不整合が生じる。</p> <p>【岩田委員】                      ・憲章は、府市民によるよりよい環境づくりが究極の目的。野生鳥獣や産業動物とのあるべき関わり方も含むものとすべき。特定外来指定動物で処分の必要性があるものがあることなどは織り込んだうえで、憲章には広い意味を持たせるべき。全体を見渡して理想的な憲章とするべきで対象を限定するのは「憲章」という名に照らして不適切。</p> <p>【宮本委員】                      ・身近な愛すべき動物を対象としたうえで、有害鳥獣等との関わりは、前文で入れるのも一つの方法</p> <p>【安積委員】                      ・すべての動物を含めるのは作業が大変。身近な家庭動物、愛玩動物を主にした方が作りやすく、発信しやすい。</p> <p>【西原委員】                      ・動物愛護センターができることが憲章の契機。産業動物等も入れて憲章を作るという意図は必要か疑問</p>
② 理想を達成するため努めるべき目標を掲げる。	—
③ 恒久的な普及・啓発活動、学習活動の拠り所となる。	<p>【大橋委員】                      ・憲章がどういう形で市民に届き、使われるかのイメージはどんなものか。</p> <p>【宮本委員】                      ・市民憲章は市役所本館階段に掲示。子ども憲章は、PTAの会合で唱和されている。そういう活用の仕方一つ。</p>
④ 動物への愛情、愛護活動への参加意欲を醸成する。	—
<b>憲章の形式・文言が果たすべき役割</b>	
① よりよいものにしようと思う。	—
② よいと思うことをしようとする。	—
③ 自分ができることをしようとする。	—
④ みんなの想いが一つになる。	—
<b>憲章の形式・文言の観点・留意点</b>	
① 表現 覚えやすさ、言葉の美しさ、やさしさ、肯定感	—
② 誰もが理解できる。 簡潔さ、明瞭さ	<p>【村田会長】                      ・（様々な立場の人が不整合なく受け取れる）ぼかした表現、誰でも理解できる表現にしていくことが必要</p> <p>【清水委員】                      ・あまり細かくやると、府市民に覚えてもらえない。あまり複雑にしない方がよい</p>
③ 誰もが共感できる。 主語の使い方、京都人が共有する優れた気質や心がけ	<p>【内田委員】                      ・全国で初めての憲章。京都らしさの意識が打ち出せるとなおい。</p>
④ 人・動物・まちへの愛情が醸成される。 気付き、視点の提示	—
⑤ 自発的な参加意識が醸成される。 憲章の受け手に求める義務の程度	<p>【清水委員】                      ・憲章の文言は掟とか決まり事ではなく、どちらかといえば理想や目標を定めるもの</p>
⑥ 一人ひとりの自由で多様な創造や活動が担保される。 文言の抽象性・包容力	—

1

資料1



	将来には、あくまで理想かもしれないが、ゼロにするということを理想に掲げていかなければならない。
エ 犬猫の引取り（相当事由ない場合の拒否）	
オ 繁殖制限指導・助言	
カ 人材育成	
⑤ 教育・試験研究機関等 科学上の利用に供する場合の制限	<p>【清水委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業動物は各大学でも実験動物憲章等を作っている。研究の分野，産業動物まで入れるのはどうか。犬猫ペット憲章という形ではどうか。</li> </ul> <p>【村田委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き取られた犬猫等が実験に使われているという誤解が一般にあるが，払拭するための文言は必要かなと思う。</li> </ul>
⑥ マスコミ等 普遍的客観的で，わかりやすく，理解されやすい情報発信	
⑦ 動物を飼わない人をはじめすべての人	<p>【村田会長】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物を飼わない方にも動物の共生を理解してもらいたい</li> </ul>
ア 動物の命の尊厳を守る。	—
イ 動物の適切な管理への協力（恣意的な餌やり防止等）	—
ウ 身近な動物，飼養者，取扱業者への関心	—
その他（全般）	<p>【吉田委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・憲章をどういった形で発信するのか。動愛センターに憲章を掲げてはどうか。研究分野では別に倫理規定があったり，動物取扱業者については法律で定められていたりする。そこまで対象にするか。一般の府市民で動物を飼っている人，飼っていない人に対して発信するのであれば項目を簡略化した方がなじんでもらいやすいのではないか。</li> </ul>

京都動物愛護憲章（仮称）の形式・文言

憲章の意義

- ① 人と動物の共生するまちの理想を示す。
- ② 理想を達成するため努めるべき目標を掲げる。
- ③ 恒久的な普及・啓発活動，学習活動の拠り所となる。
- ④ 動物への愛情，愛護活動への参加意欲を醸成する。



憲章の形式・文言が果たすべき役割

（憲章の受け手がどのように感じるかが求められるか）

- ① よりよいものにしようと思う。
- ② よいと思うことをしようとする。
- ③ 自分ができることをしようとする。
- ④ みんなの想いが一つになる。



憲章の形式・文言の観点・留意点

- ① 表現
  - 覚えやすさ，言葉の美しさ，やさしさ，肯定感
- ② 誰もが理解できる。
  - 簡潔さ，明瞭さ
- ③ 誰もが共感できる。
  - 主語の用い方，京都人が共有する優れた気質や心がけ，京都で取り組む意義
- ④ 人・動物・まちへの愛情が醸成される。
  - 気付き，視点の提示
- ⑤ 自発的な参加意識が醸成される。
  - 憲章の受け手に求める義務の程度
- ⑥ 一人ひとりの自由で多様な創造や活動が担保される。
  - 文言の抽象性・包容力

京都動物愛護憲章（仮称）に盛り込む観点（たたき台）

1 人と動物が共生するまちの理想像

- ① 人と動物の共生によるうまいある豊かな社会の創造
- ② お互いに迷惑をかけない思いやり
- ③ 動物が理解される。
- ④ 動物があたたかく受け入れられるとの適正な関わりが築かれる。
- ⑤ 一人ひとりが積極的に考え，行動する。

2 理想を達成するため努めるべき目標

- ① 動物を飼う人
  - ア 動物の健康・安全の保持，加害や生活環境保全上の支障の防止，他人への迷惑の防止や逸走防止 b, e
  - イ 終生飼養 d
  - ウ 繁殖制限 c
  - エ 所有者等の明示措置 c, e
- ② 動物愛護団体・獣医団体・その他の普及啓発団体
  - ア 動物愛護機運の醸成に対する寄与 a, b
  - イ 行政等との連携，協力による社会の牽引 b
- ③ 動物取扱業者
  - ア 購入者への適切な説明（適正飼養・保管） b
  - イ 第1・2種動物取扱業者に係る各種規制 c
  - ウ 所有者等への責任の浸透，終生飼養支援 b, d
  - エ 所有者等の模範 b
  - オ 動物愛護機運の醸成に対する寄与 a, b
- ④ 行政
  - ア 愛護意識普及啓発・（子どもに対する）愛護教育 a, b
  - イ 動物の健康・安全の保持，人への迷惑防止措置，感染症対策 c
  - ウ 殺処分的大幅な減少（殺処分ゼロを目指す），苦痛を与えない処分 a
  - エ 犬猫の引取り（相当事由ない場合の拒否） d
  - オ 繁殖制限指導・助言 c, e
  - カ 人材育成 b
- ⑤ 教育・試験研究機関等
  - 科学上の利用に供する場合の制限 c
- ⑥ マスコミ等
  - 普遍的客観的で，わかりやすく，理解されやすい情報発信 b, c
- ⑦ 動物を飼わない人をはじめすべての人
  - ア 動物の命の尊厳を守る。 a
  - イ 動物の適切な管理への協力（恣意的な餌やり防止等） e
  - ウ 身近な動物，飼養者，取扱業者への関心 b, c
  - エ 有害鳥獣等の取扱い c

京都動物愛護憲章素案（たたき台）

わたくしたちは，この京都を人と動物が共に暮らすうまいのある豊かなまちとするためにこの憲章を定めます。

この憲章は，わたくしたちと同じようかけがえのない命を持ち，わたくしたちの身近なところで共に生きている動物について，人が動物を通じて周りに迷惑をかけないというお互いの思いやりの心を育み，人が動物を理解し，適切に関わっていくうえで，一人ひとりが，自ら考え，行動するためのものです。

- ・日本の文化の中心として，伝統的な自然観，生活様式を育んできた。→日本人の伝統的な暮らしの中での動物との関わり形成
- ・住民自治の伝統や支え合いの精神，地域コミュニティの形成 →まちねこ活動の取組への広がり など

わたくしたちは，

- 1. 動物を大切にしましょう。 a
- 1. 動物のことを学びましょう。 b
- 1. 動物との正しい関わりを考えましょう。 c
- 1. 動物と結んだ絆は最後まで守りましょう。 d
- 1. 人にも動物にも心地よいまちをつくりましょう。 e

【考え行動するうえでの観点の例】

- 1 動物を大切にしましょう。
  - ・動物愛護活動の実施，参加
  - ・愛護意識の普及啓発，愛護教育
  - ・殺処分ゼロを目指す。 など
- 1 動物のことを学びましょう。
  - ・動物の健康や安全の保持
  - ・動物を販売する際の適切な説明，所有者責任の浸透，所有者等の模範
  - ・動物愛護に係る人材の育成
  - ・わかりやすい，理解されやすい情報の提供 など
- 1 動物との正しい関わりを考えましょう。
  - ・繁殖制限
  - ・各種取扱い規制の遵守
  - ・迷惑の防止，感染症対策
  - ・科学上の利用
  - ・身近な動物，飼養者，取扱業者への関心
  - ・有害鳥獣等の取扱い など
- 1 動物と結んだ絆は最後まで守りましょう。
  - ・終生飼育
  - ・犬猫の引取 など
- 1 人にも動物にも心地よいまちをつくりましょう。
  - ・ふん尿被害など他人への迷惑の防止
  - ・所有者の明示措置
  - ・適切な管理への協力（恣意的な餌やりの防止など） など